地位確認訴訟の対応や
次年度の予算案を決議

本庁役員会

神社本庁役員会が四月十三日に庁舎地下一階会議室で開催され、五月定例評議員会に上程する令和二年度一般会計歳入歳出予算案（第二次補正）や令和三年度一般会計歳入歳出予算案に加へ、元神社本庁職員らによる地位確認請求訴訟について新たな弁護団で控訴審に臨むことなどを決議した。

会議は午後二時に始まり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、理事・監事の九人が地元神社庁等においてウェブ会議システムを介して出席。職員の異動報告や新入職員の紹介、鷹司尚武統理の開会挨拶などに続き、田中恆清総長が挨拶して議事を進行した。

負担金は三割減免

令和二年度一般会計歳入歳出予算案（第二次補正）は、昨年の十月定例評議員会で決議した補正予算において、設立七十五周年分担金の減額が欠落してゐたため改めて補正をおこなふもの。今回の補正では負担金の減免措置にともなひ、減免後の負担金二億一千万円の五%にあたる千五十万円に減額した。

令和三年度一般会計歳入歳出予算案については、総額が前年の補正後予算を三億四千九百二万九千五百七十二円下回る五十五億四千五百四十八万円となってゐる。

歳入では、神宮大麻の頒布実績に基づく本宗交付金が一億三千八百万円、また連動する特別納付金が二千九百九十九万円の減額。負担金については、新型感染症の影響など今後の見通しが不透明であることを考慮し、補正予算での対応の余地を残しながら前年と同様の三割減免として二億一千万円が計上された。また特別寄贈金と協賛金はそれぞれ前年当初予算の六割で計上。検定・授与料と身分認定料は過去の実績に基づき一割減、研修会受講料は前年当初予算の半額となってゐる。

歳出では、神宮大麻全国頒布百五十周年を踏まへた予算を含め頒布向上対策費として九千二百万円を計上。次年度が役員改選期にあたり評議員会の日程が一日増えることに鑑み役員監事会費と評議員会費が増額されてゐるほか、通信運搬費や情報管理費なども増額計上されてゐる。一方で各種会議費、時局対策費、財政特別資金積立金、予備費などが減額。神社振興対策費、国際活動費、直轄研修関係費、職員退職死亡給与金積立金なども前年当初予算から減額計上となった。

控訴審に向けて

元神社本庁職員らによる地位確認請求訴訟については、神社本庁に未払ひ給与等の支払ひを命じた三月十八日の地裁判決に基づき預金や不動産が差し押さへられることを防ぐ仮執行停止の申し立てを含め、控訴手続きを済ませたことを事務局が報告。また仮執行停止に必要な供託金として二千五百八十万円を納入したことも説明があった。

続いて本庁の訴訟代理人を務めた内田智弁護士が判決の内容や問題点などを解説し、田中総長からも判決についての認識が示された後、弁護団の構成や控訴の継続に関して協議。労働問題を扱ふ第一芙蓉法律事務所の浅井隆弁護士から判決や控訴審についての意見を聴取した上で、浅井弁護士を中心とする弁護団により控訴審に臨むことが決議された。

このうち内田弁護士は判決内容について、百合丘職舎売却に係る背任行為は認められないと判示する一方、原告に真実と信じるに足りる相当な理由があったとして、懲戒すべき行為に当たらないと判断されたことなどを説明。主な問題点として、○原告が部長職にあったことの重要性の無理解、○百合丘職舎の売却価格を低額とし、価格決定や承認過程に不審な点があったとする誤認、○公益通報者保護法の制度趣旨を拡大した解釈と適用、○神社本庁の宗教団体としての性格や教化活動はか諸活動、職場秩序の維持への無理解、○原告らによる本庁への組織攻撃の正当化、○包括宗教団体の信教の自由の侵害等の無視、○労働者保護への偏向――等を挙げた。

また田中総長は今回の訴訟について、「解雇（懲戒）処分の正当性」と「百合丘職舎売却をめぐる背任行為の有無の事実確認」の二つが争点だとする認識を披瀝。その上で、解雇処分に関しては懲戒事由に外形的に該当する行為はあったが、公益通報者保護法に照らして不当とされたことを説明した。一方で職舎売却については、競争入札の定めがないことなど制度上の不備はあったものの、背任行為は認められないと判示されたことを強調。「解雇処分に関しては原告の勝訴だが、背任行為の事実確認では本庁の勝訴。解雇処分の適否より背任行為の実否こそ裁判の核心」との認識を示した。

新たに弁護団に加はることとなった浅井弁護士は判決や控訴審についての考へとして、原判決を高裁で覆すのは難しいものの、百合丘職舎の売却価格や原告が作成した文書の評価などに事実誤認があることを指摘。「職舎が廉売されたといふのは完全な間違ひで、それがすべてに影響してゐる。判決に瑕疵があるにも拘らず諦めては後悔が残るのではないか」との意見を述べた。

協議の過程では鷹司統理が、二月や三月の役員会における控訴の議論は仮執行の停止措置との関はりのなかで控訴手続きを進めるといふもので、判決文の内容を確認した上で控訴の是非を決議したわけではない旨を指摘。出席者からは、「控訴すべきではないといふ意見で、その総意を反映させるためにも控訴取下げを求めたい」「控訴しなければ、本庁の疑惑の存在や原告の主張が完全に認められたなどといふ誤った報道がこのまま世間に広がってしまふ」「不動産鑑定士の中立性の否定など判決にはをかしいと思ふところも多々あり、控訴して明らかにすべき」などの趣旨の発言があった。

研修追加の報告も

このほか報告事項として、憲法改正運動の推進と令和三年直轄研修（追加）について説明があった。憲法改正運動の推進に関しては、三月二十四日に「公開憲法フォーラムｉｎさいたま 日本の未来を守りたい～いま私たちにできること」を開催したことが報告され、引き続き啓発活動に努めることが示された。また直轄研修については、神社庁祭式指導者養成研修会と神社庁祭式講師研修会の開催について公示したことを報告。新型感染症対策として神宮道場での合宿は見合はせることや、参加要件について説明があった。

神社新報

令和3年 第3538号 4月26日

発行所 神社新報社
https://www.jinja.co.jp/
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-1-2
電話 03-3379-8211（編輯）
03-3379-8212（総務）
FAX 03-3379-8213
定価 1年間8,040円（税・送料込み）
月4回毎週月曜日発行
郵便振替 00160-7-196788

皇紀2681年／西暦2021年

神社・神道関連書籍のことなら
神社・神道 専門書店 BOOKS 鎮守の杜
https://books.jinja.co.jp/

大御心をいただきてむつび和らぎ、国の隆昌と世界の共存共栄とを祈ること
（『敬神生活の綱領』より）